

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

ATM定期預金解約サービスは、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

ATM定期預金解約サービス取引規定

1. （「ATM定期預金解約サービス」の内容）
「ATM定期預金解約サービス」（以下「このサービス」といいます。）とは、当行の現金自動預金支払機（以下「当行ATM」といいます。）を使用して総合口座定期預金の解約または積立預金〈愛〉の払戻を行い、この元利金をあらかじめ指定された預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に入金するサービスをいいます。ただし、このサービスにより口座解約の取扱はできません。
2. （取扱対象者）
このサービスは、あらかじめ申し込みをされた個人の方のみ利用できます。
申し込みにあたっては、当行所定の「ATM定期預金解約サービス申込書」に、このサービスを利用する預金のお届け印により記名押印のうえ、当行本支店窓口へ提出してください。
3. （取扱対象定期預金）
 - (1) 総合口座定期預金の解約
このサービスにより解約することができる定期預金は、あらかじめ指定された総合口座通帳に預け入れの次の定期預金とします。
 - ①自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）
 - ②期日指定定期預金
 - ③金利成長定期預金
 - ④変動金利定期預金
 - (2) 積立預金〈愛〉の払戻
このサービスにより払い戻すことができる定期預金は、あらかじめ指定された積立預金〈愛〉一般型（積立方法が自動振替扱で引落指定預金口座が本人名義の普通預金であるものに限り、）の通帳に預け入れの定期預金に限り、
ただし、次の場合は取扱できません。
 - ①総合口座取引の定期預金として利用している場合
 - ②引落指定預金口座の取引店が積立預金〈愛〉の取引店と異なる場合
4. （入金指定口座）
 - (1) 総合口座定期預金の入金指定口座は、当該総合口座の普通預金とします。
 - (2) 積立預金〈愛〉の入金指定口座は、当該積立預金〈愛〉にかかる自動振替の引落指定預金口座（本人名義の普通預金で積立預金〈愛〉と同一取引店の口座）とします。
このサービスを利用する場合、引落指定預金口座は、本人名義の普通預金以外の口座あるいは積立預金〈愛〉の取引店と異なる取引店には変更できません。
なお、引落指定預金口座を変更した場合には、変更後の引落指定預金口座を入金指定口座とします。
5. （当行ATMの操作方法）
このサービスを利用する場合は、当行ATMの画面に表示された「定期預金お取引」を選択し、以降画面に表示された操作手順に従って総合口座通帳または積立預金〈愛〉通帳と入金指定口座のしずぎんカード（以下「カード」といいます。）を挿入し正確に操作してください。最終頁の最終行まで記入された通帳あるいは代理人カードによる取扱はできません。

6. (解約する定期預金の指定)

(1) 総合口座定期預金の解約

- ①解約する定期預金を総合口座通帳に記載された取扱番号で指定してください。(1回の操作につき1つの取扱番号のみ指定できます。操作の回数および1日あたりの金額に制限はありません。)
ただし、指定された取扱番号の定期預金の元金が100万円を超える場合は取扱できません。また、元金の一部を解約することはできません。
- ②中間払利息を支払い済の定期預金を満期日前に解約する場合で、支払うこととなる満期日前解約利息が既に支払い済の中間払利息を下回るときは、取扱できません。

(2) 積立預金<愛>の払戻

- ①積立預金<愛>通帳に記載された預金残高の範囲内で希望金額を指定してください。
ただし、指定された金額が50万円を超える場合は取扱できません。
- ②元利金合計額が指定された金額以上になるまで、通帳記載の取扱番号の小さい順に定期預金を解約します。(特定の定期預金の指定はできません。)したがって、希望しない定期預金が解約される場合や指定金額を超える元利金を支払われる場合があります。
- ③前号に記載した順序で解約する定期預金を特定した結果、最後に解約することとなった定期預金が据置期間を経過した期日指定定期預金の場合は、その元金の一部(1万円以上1円単位で元利金が指定された金額以上になるまで)を解約します。
なお、元金の一部を解約した後の預金残額は、引き続き期日指定定期預金として取り扱います。

7. (元利金の支払方法)

- (1) 期日指定定期預金を据置期間満了日から最長預入期限までの間に解約する場合は、期日指定定期預金規定にかかわらず、解約日を指定された満期日とみなして取り扱います。
- (2) 解約する定期預金の元金、利息、預金利子税および差引支払金額はあらかじめ当行ATMの画面に表示されるので、内容を確認してください。確認操作ののち、差引支払金額を入金指定口座に入金します。解約したことにより総合口座定期預金の残高が0となった場合で、当座貸越利息が発生している場合は当座貸越利息の清算を同時に行います。

8. (本人の確認)

総合口座通帳または積立預金<愛>通帳と入金指定口座のカードが当行ATMに挿入され、入力されたカードの暗証番号と届け出の暗証番号との一致が確認された場合には、ご本人からこのサービスの利用があったものとして定期預金を解約します。定期預金の満期日前(期日指定定期預金および金利成長定期預金の場合は据置期間満了日前)に解約する場合も同様に取り扱います。

この場合、通帳、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、このサービスの利用が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

9. (解約)

- (1) このサービスを解約するときは、当行所定の「ATM定期預金解約サービス申込書」に、このサービスを解約する預金のお届け印により記名押印のうえ、当行本支店窓口へ提出してください。
- (2) 総合口座定期預金、積立預金<愛>の口座が解約された場合は、自動的にこのサービスは解約となります。また、総合口座通帳をWeb総合口座へ切替した場合、入金指定口座が解約された場合も同様に取り扱います。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「総合口座取引規定」「積立預金<愛>規定」「各定期預金規定」および「しずぎんカード規定」により取り扱います。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上